

令和元年9月定例会の結果（9月13日～10月17日 会期35日間）

- 1 市長提出議案 2 議員提出議案 3 議員提出議案資料 4 請願 5 その他（手続き）

【掲載に当たっての説明】

会派名	自民党（自由民主党静岡市議会議員団）
	志政会（志政会）
	公明党（公明党静岡市議会）
	創生静岡（創生静岡）
	共産党（日本共産党静岡市議会議員団）
	緑の党（緑の党グリーンズジャパン）

○は賛成、×は反対

1 市長提出議案

(1) 9月13日提出、同日議決（1件）

諮問番号	議案名	結果	自民党	志政会	公明党	創生静岡	共産党	緑の党
3	人権擁護委員の推薦について	賛成	○	○	○	○	○	○

(2) 9月13日提出、10月17日議決【決算議案】（18件）

認定番号	議案名	結果	自民党	志政会	公明党	創生静岡	共産党	緑の党
1	平成30年度静岡市一般会計歳入歳出決算の認定について	認定	○	○	○	○	×	×
2	平成30年度静岡市電気事業経営記念基金会計歳入歳出決算の認定について	認定	○	○	○	○	○	○

3	平成30年度静岡市土地区画整理清算金会計歳入歳出決算の認定について	認定	○	○	○	○	○	○
4	平成30年度静岡市母子・父子・寡婦福祉資金貸付金会計歳入歳出決算の認定について	認定	○	○	○	○	○	○
5	平成30年度静岡市公債管理事業会計歳入歳出決算の認定について	認定	○	○	○	○	○	○
6	平成30年度静岡市競輪事業会計歳入歳出決算の認定について	認定	○	○	○	○	○	○
7	平成30年度静岡市国民健康保険事業会計歳入歳出決算の認定について	認定	○	○	○	○	×	○
8	平成30年度静岡市簡易水道事業会計歳入歳出決算の認定について	認定	○	○	○	○	○	○
9	平成30年度静岡市農業集落排水事業会計歳入歳出決算の認定について	認定	○	○	○	○	○	○
10	平成30年度静岡市駐車場事業会計歳入歳出決算の認定について	認定	○	○	○	○	○	○
11	平成30年度静岡市介護保険事業会計歳入歳出決算の認定について	認定	○	○	○	○	×	○
12	平成30年度静岡市介護保険サービス会計歳入歳出決算の認定について	認定	○	○	○	○	○	○
13	平成30年度静岡市中央卸売市場事業会計歳入歳出決算の認定について	認定	○	○	○	○	○	○
14	平成30年度静岡市後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算の認定について	認定	○	○	○	○	○	○
15	平成30年度静岡市立静岡病院事業債管理事業会計歳入歳出決算の認定について	認定	○	○	○	○	○	○
16	平成30年度静岡市病院事業会計決算の認定について	認定	○	○	○	○	○	○
17	平成30年度静岡市水道事業会計決算の認定について	認定	○	○	○	○	○	○

18	平成30年度静岡市下水道事業会計決算の認定について	認定	○	○	○	○	×	○
----	---------------------------	----	---	---	---	---	---	---

(3) 9月13日提出、10月17日議決【補正・その他議案】(19件)

議案番号	議案名	結果	自民党	志政会	公明党	創生静岡	共産党	緑の党
208	令和元年度静岡市一般会計補正予算(第3号)	可決	○	○	○	×	×	×
209	令和元年度静岡市競輪事業会計補正予算(第1号)	可決	○	○	○	○	○	○
210	令和元年度静岡市国民健康保険事業会計補正予算(第1号)	可決	○	○	○	○	×	×
211	令和元年度静岡市介護保険事業会計補正予算(第2号)	可決	○	○	○	○	○	○
212	令和元年度静岡市後期高齢者医療事業会計補正予算(第1号)	可決	○	○	○	○	○	○
213	静岡市区の設置等に関する条例等の一部改正について	可決	○	○	○	×	×	×
214	静岡市手数料条例の一部改正について	可決	○	○	○	○	○	○
215	静岡市印鑑条例の一部改正について	可決	○	○	○	○	○	○
216	静岡市生涯学習施設条例の一部改正について	可決	○	○	○	○	○	○
217	静岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	可決	○	○	○	○	×	×
218	静岡市駐車場条例の一部改正について	可決	○	○	○	○	○	○
219	静岡市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について	可決	○	○	○	○	○	○

220	静岡都市計画事業大谷土地区画整理事業施行条例の廃止について	可決	○	○	○	○	○	○
221	工事請負契約の締結について	可決	○	○	○	○	○	○
222	工事委託契約の締結について	可決	○	○	○	○	○	○
223	市道路線の変更について	可決	○	○	○	○	○	○
224	市道路線の認定について	可決	○	○	○	○	○	○
225	平成 30 年度静岡市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	可決	○	○	○	○	○	○
226	平成 30 年度静岡市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	可決	○	○	○	○	○	○

(4) 10月2日提出、10月17日議決 (1件)

議案番号	議案名	結果	自民党	志政会	公明党	創生静岡	共産党	緑の党
227	令和元年度静岡市一般会計補正予算(第4号)	可決	○	○	○	○	○	○

## 2 議員提出議案

(1) 10月2日提出、10月17日議決 (1件)

発議番号	議案名	結果	自民党	志政会	公明党	創生静岡	共産党	緑の党
6	静岡市清水庁舎整備に関する住民投票条例の制定について	否決	×	×	×	○	○	○

(2) 10月17日提出、同日議決 (3件)

発議番号	議案名	結果	自民党	志政会	公明党	創生静岡	共産党	緑の党
7	静岡市議会委員会条例の一部改正について	可決	○	○	○	○	○	○
8	地震財特法の延長に関する意見書	可決	○	○	○	○	○	○
9	高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書	可決	○	○	○	○	○	○

### 3 議員提出議案資料

●発議第6号 静岡市清水庁舎整備に関する住民投票条例の制定について

静岡市清水庁舎整備に関する住民投票条例

(目的)

第1条 この条例は、清水庁舎（静岡市清水区旭町6番8号に所在する建物の総体をいう。以下同じ。）の移転に関し、住民の意思を反映させることを目的とする。

(住民投票)

第2条 前条の目的を達成するため、清水庁舎を静岡市清水区袖師町2002番地に所在する清水駅東口公園の土地に移転することに対する賛否について、住民による投票（以下「住民投票」という。）を実施する。

(住民投票の執行)

第3条 住民投票は、市長が執行するものとする。

(住民投票の期日)

第4条 住民投票の期日（以下「投票日」という。）は、この条例の公布の日から起算して120日を経過する日までの間において市長が定めるものとする。

2 市長は、前項の規定により投票日を定めたときは、当該投票日の9日前までにこれを告示しなければならない。

(投票資格者等)

第5条 住民投票における投票の資格を有する者（以下「投票資格者」という。）は、前条第2項の規定による告示の前日において、本市の長の選挙権を有する者とする。

2 住民投票には、公職選挙法（昭和25年法律第100号）に規定する選挙人名簿（以下「選挙人名簿」という。）を用いる。

(投票区及び開票区)

第6条 住民投票の投票区及び開票区は、本市の長の選挙区の投票区及び開票区による。

(投票の方法)

第7条 住民投票は、1人1票の投票とし、秘密投票とする。

2 住民投票をしようとする投票資格者（以下「投票人」という。）は、投票日の当日、自ら投票所に行き、投票をしなければならない。

3 投票人は、選挙人名簿又はその抄本の対照を経なければ、投票をすることができない。

4 投票人は、投票所において、投票用紙の選択肢から1つを選択し、所定の欄に○の記号を自ら記載して、これを投票箱に入れなければならない。

(点字投票等)

第8条 前条第4項及び第10条の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより、点字投票をすることができる。

2 前条第4項及び第10条の規定にかかわらず、身体の故障その他の事由により、自ら投票用紙に○の記号を記載することができない投票人は、規則で定めるところにより、代理投票をさせることができる。

3 前条第2項の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより、期日前投票をすることができる。

4 前条第2項から第4項まで（自ら投票用紙に○の記号を記載することができない投票人にあつては、同条第2項から第4項まで及び第10条）の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより、不在者投票をすることができる。

(投票用紙の様式)

第9条 投票用紙は、別記様式のとおりとする。

(無効投票)

第10条 次の各号のいずれかに該当する投票は、無効とする。

(1) 所定の投票用紙を用いないもの

(2) ○の記号以外の事項を記載したもの

(3) ○の記号を投票用紙の記号を記載する欄のいずれにも記載したもの

(4) ○の記号を自ら記載しないもの

(5) ○の記号を投票用紙の記号を記載する欄のいずれかに対して記載したか確認し難いもの

(情報の提供)

第11条 市長は、住民投票の適正な執行を確保するため、清水庁舎の移転に関して投票資格者が意思を明確にするために必要な情報を、公平かつ公正に提供するよう努めるものとする。

(投票の促進)

第12条 市長は、投票資格者の半数以上の投票を目指し、広報その他の手段により、投票資格者の投票を促すよう努めるものとする。

(投票運動)

第13条 住民投票に関する投票運動は、自由とする。ただし、買収、脅迫その他投票資格者の自由な意思が拘束され、若しくは不当に干渉され、又は住民の平穏な生活環境が侵害されるものであってはならない。

2 前項の投票運動の期間は、投票日の前日までとする。

(投票結果の告示等)

第14条 市長は、住民投票の結果が確定したときは、速やかにこれを告示するとともに、市議会議長にその内容を通知しなければならない。

(投票結果の尊重)

第15条 市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

（投票及び開票）

第16条 第2条から前条までに定めるもののほか、住民投票の投票及び開票に関し必要な事項は、公職選挙法、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）の規定により行われる本市の議会の議員又は長の選挙の例による。

（委任）

第17条 この条例に定めるもののほか、住民投票に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（この条例の失効）

2 この条例は、投票日の翌日から起算して90日を経過した日にその効力を失う。

別記様式（第9条関係）

		○を記載する欄
反	賛	選択肢
対	成	

令和 年 執行

清水庁舎を静岡市清水区袖師町二〇〇二番地に所在する清水駅東口公園の土地に移転することについて

印

<注 意>

- 清水庁舎を静岡市清水区袖師町2002番地に所在する清水駅東口公園の土地に移転することについて、あなたが良いと思う選択肢の○をつける欄に○を記載してください。
- のほかは、何も記載しないでください。

備考

- 1 投票用紙は、片面印刷の方法により調製する。
- 2 投票用紙は、色紙を用い、又は色刷りとすることができる。
- 3 投票用紙に押すべき印は、刷込式とすることができる。

## ●発議第7号 静岡市議会委員会条例の一部改正について

### 静岡市議会委員会条例の一部を改正する条例

静岡市議会委員会条例（平成15年静岡市条例第320号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「10人」を「9人」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和元年10月17日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の静岡市議会委員会条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により議会運営委員会の委員長、副委員長又は委員に選任されている者は、この条例による改正後の静岡市議会委員会条例（以下「改正後の条例」という。）の規定により議会運営委員会の委員長、副委員長又は委員に選任された者とみなし、その委員の任期は、改正後の条例第3条第1項の規定にかかわらず、改正前の条例の規定により選任された委員としての残任期間とする。

3 この条例の施行の際現に改正前の条例に基づく議会運営委員会に付議されている継続審査事件は、改正後の条例に基づく議会運営委員会に付議された継続審査事件とみなす。

## ●発議第8号 地震財特法の延長に関する意見書

東海地震に備えて、地震防災対策強化地域である本市は、静岡県が作成した地震対策緊急整備事業計画に基づき、各般にわたる地震対策を鋭意講じているところである。

この計画は令和元年度末で期限切れを迎えるが、限られた期間内に緊急に整備すべき必要最小限の事業をもって策定されていることから、今後実施すべき事業が数多く残されている。

また、東日本大震災を初めとする近年の国内外における大地震により得られた教訓を踏まえ、県及び市町が一体となって緊急輸送道路・津波防災施設・山崩れ防止施設・避難地・避難路の整備、公共施設の耐震化等をより一層推進する必要性が生じている。

したがって、東海地震による災害から地域住民の生命と財産の安全を確保するためには、地震対策緊急整備事業計画の充実と期間の延長を図り、これらの事業を迅速かつ的確に実施することにより、地震対策の一層の充実に努めていかなければならない。

よって、国においては、地震対策緊急整備事業計画の根拠となっている地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律を延長するように強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

[提出先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、内閣府特命担当大臣（防災）、消防庁長官、林野庁長官、水産庁長官 宛]

## ●発議第9号 高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書

近年、交通事故の発生件数は減少傾向にあるが、75歳以上の高齢運転者の死亡事故の割合は高まっており、単純ミスによる事故も目立っている。

警察庁は、昨年末時点で約563万人いる75歳以上の運転免許証保有者が、2022年には100万人増えて663万人に膨らむと推計している。

こうした状況を踏まえ、国は2017年施行の改正道路交通法で、75歳以上の免許証保有者は違反時や免許証更新時に認知機能検査を受けることを義務付けたが、今や高齢運転者の安全対策及び安全運転支援の取り組みは待ったなしの課題である。

また、過疎地域を中心に、いまだ生活の足として車が欠かせない高齢者も多い中、自主的に免許証を返納した場合などの地域における移動手段の確保も重要な取り組みである。

よって、政府におかれては、地方自治体や民間事業者とも連携しながら、総合的な事故防止策としての、高齢運転者の安全運転支援と地域における移動手段の確保を進めるため、下記の事項について早急に取り組むことを強く求める。

### 記

- 1 自動ブレーキやペダル踏み間違い時の急加速を防ぐ機能など、ドライバーの安全運転を支援する装置を搭載した安全運転サポート車（サポカーS）や後付けのペダル踏み間違い時加速抑制装置の普及を一層加速させるとともに、高齢者を対象とした購入支援策を検討すること。
- 2 免許証を自主返納した高齢者が日々の買い物や通院などに困らないよう、コミュニティバスやデマンド（予約）型乗り合いタクシーの導入など、地域公共交通ネットワークのさらなる充実を図ること。また、地方自治体などが行う、免許証の自主返納時におけるタクシーや公共交通機関の割引制度などを支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

[提出先：内閣総理大臣、国土交通大臣、経済産業大臣、総務大臣、国家公安委員会委員長 宛]

---

#### 4 請願

##### (1) 10月17日議決 (1件)

請願番号	請願名	結果	自民党	志政会	公明党	創生静岡	共産党	緑の党
3	2019年10月からの消費税10%中止を求める請願	不採択	×	×	×	×	○	○

#### 5 その他 (手続き)

##### (1) 10月17日 決定

件名	結果	内容
議員の派遣	決定	派遣目的 税財政関係特別委員長会議 派遣場所 全国都市会館3階 第1会議室 派遣日 令和元年10月28日(月) 対象 大村一雄議員
	決定	派遣目的 高校生との意見交換会(静岡県立清水南高等学校) 派遣場所 静岡県立清水南高等学校 派遣日 令和元年11月12日(火) 対象 稲葉寛之議員、堀 努議員、寺澤 潤議員、杉本 護議員、大石直樹議員、牧田博之議員
	決定	派遣目的 高校生との意見交換会(静岡県立駿河総合高等学校) 派遣場所 静岡県立駿河総合高等学校 派遣日 令和元年11月21日(木) 対象 島 直也議員、寺尾 昭議員、井上智仁議員、佐藤成子議員、尾崎剛司議員、田形清信議員